

参考資料

P R T R届出の公共用水域（河川、湖沼、海域等）の名称について － 岡山県 －

届出書別紙中「排出先の河川、湖沼、海域等の名称」については、以下を参考に記入してください。

1. 河川

以下に示す河川または支川の名称を記入してください。支川に排出している場合は、河川名ではなく支川名を記入してください。

河川	主な支川
高梁川	西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川、美山川、佐伏川
旭川	新庄川、目木川、備中川、誕生寺川、宇甘川、百間川、砂川
吉井川	香々美川、皿川、宮川、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川
笹ヶ瀬川	足守川、相生川
倉敷川	
里見川	
小田川（倉敷市児島地区）	
芦田川	高屋川
伊里川	

注1. 表中に該当する河川名がない場合は、排出している河川が最初に流入する表中の河川名・支川名、あるいは下記の湖沼または海域の名称を記入してください。

注2. 高梁川支流の小田川に排出している場合は「小田川」、倉敷市児島地区の小田川に排出している場合は「小田川（倉敷市児島地区）」と記入してください。

2. 湖沼

・ 児島湖

注. 該当する湖沼名がない場合は、排出先から最初に流入する上記表中の河川名・支川名、あるいは下記の海域の名称を記入してください。

3. 海域

・ 水島水域 ・ 児島湾 ・ 備讃瀬戸 ・ 播磨灘

注1. 「水島水域」とは、倉敷市（瀬戸大橋より西）及び浅口市の海域とします。

注2. 「備讃瀬戸」とは、倉敷市（瀬戸大橋より東）、玉野市（出崎より西）及び笠岡市の海域とします。

注3. 「児島湾」とは、玉野市（出崎より東）及び岡山市の海域とします。

注4. 「播磨灘」とは、瀬戸内市及び備前市の海域とします。

※その他、御不明の点は、届出窓口に御相談ください。